

◆計画の推進・進行管理◆ 消費者行政

- ①消費生活審議会 S50～(消費者教育推進地域協議会 H25.10～) 〈199 千円〉  
第8期 委員18名 任期:H31.4.23～H33.4.22
- ②山梨県消費者行政推進会議の開催 H21～  
庁内27関係所属 オブザーバー(金融広報委員会・甲府財務事務所)
- ③市町村及び関係省庁、国民生活センターとの連携  
消費者庁:都道府県消費者行政担当課長会議 事故情報の集約・公表  
市町村消費者行政担当課長・担当者会議  
国民生活センター(研修開催、消費者ホットライン・PIO-NET運用、普及)

◆基本方針1◆ 商品やサービスの安全の確保

- ①条例・法令に基づく監視・指導  
○消費生活製品安全法に基づく立入検査等の指導
- ②消費者事故の調査・公表  
●商品テストの実施(委託)〈13 千円〉

○：消費生活安全課で実施  
●：県民生活センターで実施  
◎：消費生活安全課・県民生活センターで実施  
【特定財源】  
消費者行政活性化推進事業 〈38,721 千円〉：(交付金)  
消費者啓発事業費：〈1,628 千円〉(金融広報助成金)

◆基本方針2◆ 消費者と事業者との取引の適正化

- ①表示等の適正化  
○家庭用品品質表示法、◎景品表示法等に基づく監視・指導
- ②契約の適正化(不当な取引行為の防止)  
◎特定商取引法・消費生活条例等に基づく事業者への行政指導等  
○割賦販売法に基づく立入検査  
◎消費者契約法の適正な運用

◆基本方針3◆ 消費者被害の防止と救済

- ①県の相談体制  
消費生活紛争処理委員会 S50～によるあっせん・調停〈113 千円〉、消費者訴訟への支援〈500 千円〉  
第22期 委員9名(任期:H31.5.31～H33.5.30)  
●県民生活センターによる消費生活相談・苦情相談処理  
消費生活相談員9名(本所8名、地方相談室1名)  
消費生活アドバイザー(弁護士)
- ②消費者被害防止等のための消費者啓発・地域における見守り体制の構築  
●テレビスポット「くらしの情報」(日曜・祝日を除く毎日夕方 民放局で放送)〈8,412 千円〉  
◎消費生活情報誌「かいじ号」(年4回発行 春・夏・冬号 17,000 部、秋(金融特集号)20,000 部)〈376 千円〉〈230 千円〉  
◎啓発資料・物品等の作成・配付(若者・高齢者向けリーフレット)〈509 千円〉 〈2,720 千円〉  
◎消費者月間(街頭キャンペーン活動、パネル展・資料展)  
◎消費生活協力員の委嘱(85名:全市町村に配置 任期2年 2018～2019 年度)〈510 千円〉  
○消費生活協力団体の委嘱(11団体:金融機関・生協 任期2年 2019～2020 年度)  
消費生活協力団体育等育成事業〈2,563 千円〉
- ③市町村の相談体制・見守り体制の構築支援  
○消費者行政推進交付金等市町村事業費補助金〈32,096 千円〉  
●消費生活相談員等レベルアップ研修・地域の見守り体制強化研修〈183 千円(再掲)〉

◆基本計画4◆ 消費者教育の推進

- ①ライフステージ・場の特性に応じた消費者教育の実施  
●出前講座(児童生徒講座・若者講座・高齢者講座・見守り関係者講座・一般成人講座・教職員研修)  
○消費生活地域講座(委託事業) 委託先2団体 〈600 千円〉  
○大学と連携した消費者教育教材の作成・活用、消費者啓発講座(県内7大学 12講座)〈702 千円〉  
●事業者向け消費者志向経営・景品表示法研修会・講演会〈343 千円〉
- ②消費者教育の人材(担い手)育成  
●消費者教育コーディネーターの配置(県民生活センター1名)
- ③関連教育との連携  
○金融広報委員会活動(事務局)〈142 千円〉

関係機関との連携等

- ①消費者団体  
○◎ファミリー向け食品ロス削減普及啓発事業(委託先:消費者団体等)〈200 千円〉  
○消費生活協同組合法に基づく指導検査(単位生協9団体、連合会1団体)  
意見交換会等(山梨県生活協同組合連合会、山梨県消費者団体連絡協議会、やまなし消費者支援ネット)
- ②事業者団体  
「地域における高齢者等の安心安全な生活環境づくりに向けた協定」(金融機関)  
意見交換会等(保険業協会、損保協会、他)
- ③その他関係機関  
消費者安全確保推進会議(構成:弁護士会・司法書士会・県警・県民生活センター) H30～  
※H15～29 消費者の安全・安心を守る連絡会議  
県民相談相互支援ネットワーク連絡協議会参加(県警主催)